

公民館だより

各スポーツ少年団で卒団式

村内で活動する各スポーツ少年団では、平成29年度に10人の団員が卒団しました。

卒団式は、単位

団ごとに行われ、

卒団者に修了証が交付されました。

各スポーツ少年団の修了者数は、次のとおりです。



蓬田剣道スポーツ少年団



小平スポーツ少年団



ひらたミニバスケットボールスポーツ少年団



※「しおり」プレゼント対象者は図書室内に利用者番号を掲載しますので、ご自身の番号を見つけた方は事務室までお越しください。

手作りしおりを1枚プレゼントします。

☆期間中4月23日から5月22日までの

1か月間に、

●児童書「春のオススメ図書」の案内
新刊図書紹介、児童書の案内、展示。

歴代の芥川賞、直木賞等の文学作品の展示、2018年本屋大賞ノミネート作品の案内。

●文学賞受賞作品等の展示

公民館では「こども読書週間（4月23日～5月12日）」に併せてイベントを開催します。

イベント案内

「春の読書週間」





「学生納付特例」制度とは

- 学生の間の保険料を、社会人になってから納める制度です。
- ◎学校教育法に規定されている大学・大学院・短期大学・高等学校・専門学校などの各種学校に1年以上在学している20歳以上の学生が対象です。
 - ◎アルバイトなどで得た前年の所得などの審査があります。
 - ◎世帯主・配偶者の所得は関係せず、自分の所得のみが審査の対象です。
 - ◎次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。
《所得のめやす 118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等》

手続をすると将来の年金は――

老齢基礎年金		障害基礎年金・ 遺族基礎年金
年金の受取資格	年金額	年金の受取資格
学生納付特例	○	×
保険料未納	×	×

◎申請場所

役場、全国の年金事務所など ※学校によっては学生課などで受け付けている場合があります。

◎必要なもの

- ・申請書（各受付窓口にあります。もしくは日本年金機構HPよりダウンロード）
※学校によっては設置していない場合があります。
- ・在学証明書もしくは学生証の写し ・基礎年金番号がわかる書類（年金手帳など）

平成29年度に学生納付特例制度の承認をうけ、保険料の納付猶予を受けている方で、平成30年度も引き続き在学予定の方に対して、日本年金機構から基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の申請書が送付されます。

平成29年度と同一の学校に在学されている方は、送付されたハガキを返送いただくことにより、平成29年度の申請ができます。（この場合は、在学証明書や学生証の写しの添付は不要です。）

将来に受け取る年金額を増やすために 保険料の「追納」ができます。

将来受け取る年金額を増やすために、10年内であれば免除等を受けた期間の保険料をさかのぼって納める「追納」ができます。

*ただし、3年度以上さかのぼって保険料を納める場合は、当時の保険料に一定額が加算されます。

*お申し込みは、年金事務所でお手続きください。

年金は、老後に受け取るだけではありません。

万一、病気やけがで障害が残った時に、保険料を納めていなかったり、学生納付特例の手続きを行っていないと、障害年金を受け取れない可能性があります。

学生納付特例制度についての詳しいご相談は、役場や、お近くの年金事務所にご連絡ください。

住民課 ☎55-3112／郡山年金事務所 ☎024-932-3434